

公 告

公募型プロポーザルの実施（公告）

西海橋公園再整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 7 年 9 月 17 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務名 西海橋公園再整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務
- (2) 業務内容 基盤整備検討調査業務
- (3) 業務場所 長崎県佐世保市針尾東町、西海市西彼町小迎郷
- (4) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 業務規模 プロポーザル説明書（Ⅰ プロポーザル要項 2 業務規模）に示す規模とする。

2 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。
 - ①長崎県内に本店、支店又は営業所を有する者。
 - ②元請の単体又は共同企業体の代表構成員として、平成27年度から令和6年度までの間において、国、地方公共団体が発注する官民連携手法の導入可能性調査又は P F I 事業者選定アドバイザー業務を完了した実績がある者。
- (2) プロポーザルに参加できない者。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。
 - ②令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
 - ③提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
 - ④営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
 - ⑤参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において長崎県から指名停止又は指名除外の措置を受けている者又は受けることが明らかである者。
 - ⑥この公告の日から見積執行日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。
 - ⑦参加表明書の提出期限の日以前 6 か月から見積執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
 - ⑧見積執行日までにおいて、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第 1 項若しくは第19条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）。

- ⑨参加表明書を提出する者の間に、次に掲げる資本面・人事面の一定の系列関係がある者。
- a 一方の会社が他方の会社の発行済株式を有している又は出資している場合。
 - b 一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合。

(3) 以下の条件を満たす管理技術者（契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者）を配置できること。（参加表明者と直接的な雇用関係にある者に限る。）

元請の単体又は共同企業体の代表構成員として、平成27年度から令和6年度までの間において業務が完了した、国、地方公共団体が発注する官民連携手法の導入可能性調査又はPFI事業者選定アドバイザー業務の契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者としての実績を有する者。（ただし、元請の単体又は共同企業体の代表構成員と直接的な雇用関係があった者に限る。）

3 参加資格の審査

本プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル説明書Ⅱ5に示す参加表明書を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。なお、様式7は権限を支社（店）長等に委任する場合に提出すること。

4 審査の方法

(1) 参加表明書の審査

参加表明書の審査は、2の項目について、競争参加資格委員会（都市政策課）において行う。審査の結果、参加資格がないとされた者に対し、令和7年10月7日（火曜日）までにファクシミリにて通知し、原本を郵送する。

(2) 技術提案書の審査

技術提案書の審査は、プロポーザル説明書Ⅰ6のプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、応募者が1者の場合でも審査を行い、審査委員会において契約の目的を達成できると判断した場合、受託候補者として選定する。

評価点で最高点を得た者が2者以上ある場合は、提案価格の最も低い者を契約候補者とする。更に提案価格が同額の場合、「特定テーマ」の評価点の合計が高い者を契約候補者とする。「特定テーマ」の評価点の合計も同一であった場合には、選定委員合議の上これを決定する。

審査の結果、受託候補者の該当なしとなる場合がある。

8(3)の期間に提出された技術提案書について、4(3)の審査基準により、書類審査を実施する。本審査において、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

技術提案書の書類審査結果に基づき、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。特定結果は、審査後速やかにファクシミリにて通知し、原本を郵送する。

(3) 技術提案書の審査基準 評価項目

評価項目	審査方法	評価の着眼点		配点	
		評価事項	評価の基準		小計
業務実績	書類審査	企業の業務実績	業務実績(※1)がある。 【2件以上は15点、1件は10点とする。】	15	30
		管理技術者の業務実績	業務実績(※2)がある者を管理技術者として配置する。 【2件以上は15点、1件は10点とする。】	15	
見積額		本業務実施のための見積額（税抜き）	点数は、 「 $52.7 \times (1 - (\text{見積額} / 27,090,128 \text{円} (\text{業務規模、税抜き}))$ 」で計算 ・見積額／業務規模が、100%以下を評価（ただし、10点を上限とする） ・小数点以下は、切り捨て ※業務規模を超える見積額の場合、当該技術提案書は失格とする。	10	10
実施方針		業務の実施方針	・業務内容に対する理解度（基本的理解、手順等に対する理解等）は十分か。 ・業務に対する積極的な意欲が感じられる内容となっているか。	30	60
		取組体制、チームの特徴	・業務内容を理解し、諸条件を反映した体制となっているか。 ・適正な業務が実施可能な体制（組織体制、配置人員の能力及び人数等）となっているか。 ・本社等による支援体制及び品質チェック体制が整っているか。	30	

特定 テ ー マ に 関 する 提 案	書 類 審 査	業務仕様書 4. ニーズの把握、課題 等の整理	基本方針1「築き上げた魅力のさらなる向 上」(※3)の実現に向けて、調査目的、調査 対象、調査手法、課題整理手法の提案がある か。	30	100
			基本方針2「現代の多様なニーズに対応した 新たな魅力の創出」(※3)の実現に向けて、 調査目的、調査対象、調査手法、課題整理手 法の提案があるか。		
	業務仕様書 9. サウンディング調査	事業への参画意欲が高い官民連携事業者を探 し出す手法の提案があるか。	30		
		基本方針3「効果的な公共投資と民間投資」 (※3)の実現に向けて、民間事業者等から市 場性や参入要件について効果的な意見を引き 出すことができる調査手法の提案があり、調 査項目や想定する対象が具体的に例示されて いるか。			
	業務仕様書 5. 再整備方針等の検討 6. 公園施設計画の検討 7. 公園運営方針の検討 8. 事業スキームの検討 10. 概算事業費の算定 及び事業採算性の検討 11. 事業効果の検討 (VFM算定)	都市公園に民間活力を導入するにあたって想 定される課題(事業スキームを除く)とそれ に対する対応方法等について示されている か。	40		
		都市公園に民間活力を導入するにあたって事 業スキーム上留意すべき点とそれに対する対 応方法等について示されているか。			
基本方針3「効果的な公共投資と民間投資」 (※3)の実現に向けて、維持管理の収支改善 を検討するにあたって想定される課題とそれ に対する対応方法等について示されている か。					
合計				200	

(※1) 企業の業務実績は、元請の単体又は共同企業体の代表構成員として、平成27年度から令和6年度までの間において業務が完了した、国、地方公共団体が発注する都市公園を対象とした官民連携手法の導入可能性調査又はPFI事業者選定アドバイザー業務の実績を記載すること。

(※2) 管理技術者の業務実績は、元請の単体又は共同企業体の代表構成員として、平成27年度から令和6年度までの間において業務が完了した、国、地方公共団体が発注する都市公園を対象とした官民連携手法の導入可能性調査又はPFI事業者選定アドバイザー業務の契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者としての実績を記載すること(ただし、元請の単体又は共同企業体の代表構成員と直接的な雇用関係があった者に限る。))。

(※3) 基本方針は以下のとおり。

	方針	目標	期待する効果
基本方針 1	築き上げた魅力のさらなる向上	これまでに築き上げた豊かな自然環境や文化財等の既存資源の魅力を継承しつつ、再整備によるさらなる魅力向上を目指す。	・既存資源（西海橋、新西海橋、針尾送信所等の眺望等）を活用した魅力向上 ・豊かな自然環境や景観を活用した魅力向上 ・桜などの植栽や園路・広場等の魅力向上 ・地域とのつながりの向上など
基本方針 2	現代の多様なニーズに対応した新たな魅力の創出	多様化する都市公園へのニーズに対応できるよう再整備を実施することに加え、民間活力の導入による新たな魅力を生み出すことで賑わいを創出することを目指す。	・西海橋公園の独自性を発揮した新たな賑わい施設等の創出 ・周辺地域、施設との連携による地域活性化 ・観光振興 ・インクルーシブの観点による公園施設の整備 ・インバウンドへの対応 ・環境への配慮 ・地域交流拠点機能の確保 ・地元住民、企業のニーズへの対応など
基本方針 3	効果的な公共投資と民間投資	人口減少による厳しい財政状況にあっても、公共投資と民間投資を効果的に取り入れ、持続可能な公園運営を目指す。	・効果的な公共投資 ・投資に見合う事業効果の発現 ・効果的な補助金の獲得 ・維持管理の効率化 ・効果的な民間投資の投入 ・公園施設の効率的な維持管理・更新など

5 契約の締結

最も優れた提案者に対し、本業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。その提案者との契約が成立しない場合は、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

契約に当たっては、技術提案書にて提案された内容を踏まえ誠実に対応すること。

実施時期は、令和 7 年 11 月中旬の予定。

6 関係資料の配布期間、場所及び方法

公告及びプロポーザル説明書、様式、補足資料のデータを、下記に示す長崎県のホームページに掲載する。

長崎県ホームページ

「西海橋公園再整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務に係る公募型プロポーザル」

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/toshikeikaku-kokudoriyo/toshikouen/https-www-pref-nagasaki-jp-bunrui-machidukuri-toshikeikaku-kokudoriyo-toshikouen-saikaibashi_miryokuup/

(1) 期 間 令和 7 年 9 月 17 日（水曜日）から令和 7 年 10 月 20 日（月曜日）まで

（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場 所 長崎県土木部都市政策課

〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号

電話 095-894-3035、FAX095-894-3462

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送（書留）の場合は到着を確認すること。
- (2) 提出先 6（2）に同じ。
- (3) 提出期間 令和7年9月18日（木曜日）から令和7年10月2日（木曜日）まで（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、上記提出期間内に必着のこと。）

8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送（書留）の場合は到着を確認すること。
- (2) 提出先 6（2）に同じ。
- (3) 提出期間 令和7年10月8日（水曜日）から令和7年10月20日（月曜日）まで（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、上記提出期間内に必着のこと。）

9 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 詳細は、プロポーザル説明書による。

10 問い合わせ先

- 6（2）に同じ。